

綾 部 市 公 報

番 号 第 6 7 6 号
発行日 平成 3 0 年 1 0 月 1 日
発行所 綾 部 市 役 所

目 次

○ 告 示

- ・平成 3 0 年綾部市議会 9 月定例会招集告示
(総務課)・・・1
- ・平成 3 0 年度第 2 回綾部市総合教育会議招集告示
(学校教育課)・・・2
- ・綾部市公用自動車ドライブレコーダーの設置及び管理運用に関する要綱の制定
(総務課)・・・3
- ・綾部市防犯カメラの設置及び管理運用に関する要綱の制定
(総務課)・・・6
- ・綾部市公共下水道供用開始告示
(下水道課)・・・10

○ 公 告

- ・伊豆頭首工復旧工事条件付一般競争入札について
(監理課)・・・12
- ・山家西簡易水道配水管布設工事 2 7 工区条件付一般競争入札について
(監理課)・・・22
- ・公示送達
(税務課)・・・32
- ・公示送達
(市民・国保課)・・・33
- ・農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の縦覧について
(農業委員会)・・・34

- ・市道野田須知山線清掃工場線道路災害復旧工事条件付一般競争入札について
(監理課)・・・35
- ・市有地売却の一般競争入札について
(監理課)・・・45
- ・インフルエンザの予防接種実施について
(保健推進課)・・・63
- 教育委員会告示
 - ・平成 3 0 年第 9 回綾部市教育委員会招集告示
・・・64
- 公平委員会告示
 - ・綾部市公平委員会委員長の選任について
・・・65

綾部市告示第150号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条の規定に基づき、平成30年9月18日綾部市議会定例会を綾部市に招集する。

平成30年9月11日

綾部市長 山 崎 善 也

綾部市告示第151号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第1条の4の規定により、平成30年度第2回綾部市総合教育会議を次のとおり招集する。

平成30年9月7日

綾部市長 山崎善也

- 1 日 時 平成30年9月13日（木） 午後1時30分から
- 2 場 所 綾部市役所 まちづくりセンター第1会議室
- 3 協議事項
第2次 綾部市教育大綱（案）について
- 4 意見交流
テーマ「綾部中学校の取組 ～小中一貫教育を踏まえた生徒指導～」

綾部市告示第152号

綾部市公用自動車ドライブレコーダーの設置及び管理運用に関する要綱を次のように定める。

平成30年9月18日

綾部市長 山崎善也

綾部市公用自動車ドライブレコーダーの設置及び管理運用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、職員の安全運転意識の向上及び交通事故発生時における事故の責任の明確化を図るため、綾部市が管理する公用自動車（綾部市公用自動車管理規則（平成8年3月29日規則第7号）第2条第1号に規定する公用自動車をいう。以下同じ。）に設置するドライブレコーダーの設置及び管理運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ドライブレコーダー 公用自動車に設置し、周囲の映像及び音声を記録する機器をいう。
- (2) データ ドライブレコーダーにより記録された映像及び音声情報をいう。

(設置及び運用)

第3条 ドライブレコーダーは、公用車の前方を撮影することができるように設置するものとする。

- 2 ドライブレコーダーを設置した公用自動車の運転者は、その運転中にドライブレコーダーにより常時撮影し、記録するものとする。

(管理責任者等)

第4条 ドライブレコーダーの適正な管理運用を行うため、ドライブレコーダー管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置き、ドライブレコーダーが設置された公用自動車を管理する所属長をもってこれに充てる。

- 2 ドライブレコーダーの管理運用に携わる者（以下「取扱職員」という。）は、公用自動車の管理を所掌する担当職員とし、取扱職員以外がデータを取り扱ってはならない。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(データの取出し)

第5条 データの取出しは、次条第1項ただし書の規定によりデータを利用し、又は外部に提供する場合に限り、行うことができる。

- 2 前項の取出しを必要とする場合は、管理責任者は取扱職員にデータの取出しを行わせ

るものとする。この場合において、取扱職員は、管理責任者が指定した機器において、データの取出しを行うものとする。

(データの利用及び外部への提供)

第6条 管理責任者は、データをドライブレコーダーの設置目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 交通事故又はトラブルの状況及び原因を明らかにするために、その当事者若しくは当事者から委任を受けた保険会社等の代理人又は捜査機関から提供を求められた場合

(2) 法令等に基づき閲覧する場合

(3) 捜査機関から犯罪捜査の目的による要請を受けた場合

(4) 人の生命、身体又は財産の保護のため緊急かつやむを得ないと認められる場合

(5) 安全運転のための研修に用いる場合

(6) 前5号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認める場合

2 外部から前項ただし書の規定によるデータの提供依頼があったときは、ドライブレコーダー記録データ利用申請書(様式第1号)の提出を求めるものとする。ただし、緊急の場合は口頭で要請できるものとし、後日、申請書の提出を求めるものとする。

3 第1項ただし書の規定によるデータの外部への提供は、管理責任者が行うものとする。

4 外部に提供するデータは、必要最小限度の範囲のものとし、提供する相手方に対し、データの目的以外の利用及び第三者への無断提供を行わないことを遵守させるものとする。

(個人情報保護)

第7条 管理責任者及び取扱職員は、データが個人のプライバシーに関する情報であることに常に配慮し、綾部市個人情報保護条例(平成15年7月18日条例第31号)の趣旨に従って、適正に取り扱わなければならない。

(守秘義務)

第8条 管理責任者及び取扱職員は、ドライブレコーダー及びデータの取り扱いにより知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 前項の規定は、第6条第1項ただし書の規定によりデータを閲覧又は複製の提供を受けたものについても同様とする。

(苦情の処理)

第9条 管理責任者は、ドライブレコーダーの管理又は運用に関する苦情を受けたときは、迅速かつ誠実に対応しなければならない。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成30年9月18日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

ドライブレコーダー記録データ利用申請書

年 月 日

綾 部 市 長 様

申 請 者 住 所
氏 名

印

電 話 番 号

ドライブレコーダーに記録されたデータの利用について、綾部市公用自動車ドライブレコーダーの設置及び管理運用に関する要綱第6条の規定により申請します。

データの提供を受けた場合は、データの目的以外の利用及び第三者への無断提供を行わないことを誓います。

利 用 目 的	
車 両 番 号	
提供を求める 撮 影 期 間	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
特 記 事 項	

※事務処理欄

利 用 の 可 否	可			
	否			
許 可 ・ 不 許 可 日				
備 考				

綾部市告示第153号

綾部市防犯カメラの設置及び管理運用に関する要綱を次のように定める。

平成30年9月18日

綾部市長 山崎善也

綾部市防犯カメラの設置及び管理運用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民等の安全の確保及び個人情報の保護を図るため、市が設置する防犯カメラの設置及び管理運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 施設等 市が設置し、又は管理する施設（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により指定管理者にその管理を行わせるもの及び契約によりその業務を委託するものを含む。）及び工作物をいう。
- (2) 防犯カメラ 犯罪等を防止することを目的として設置する常設の映像記録装置で、録画装置その他必要な関連機器により構成されるものをいう。
- (3) データ 防犯カメラにより録画された画像をいう。

(設置場所等)

第3条 防犯カメラは、施設等において市長が特に必要と認める場所に設置し、常時稼働させるものとする。

- 2 防犯カメラの設置に当たっては、設置目的を達成するために必要最小限度の撮影範囲になるように努めなければならない。
- 3 防犯カメラの設置場所には、防犯カメラを設置している旨を表示するものとする。

(管理責任者等)

第4条 防犯カメラの適正な管理運用を行うため、防犯カメラ管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置き、施設等を所管する所属長をもってこれに充てる。

- 2 防犯カメラの管理運用に携わる者（以下「取扱職員」という。）は、施設等の管理を所掌する担当職員とし、取扱職員以外がデータを取り扱ってはならない。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(指定管理者等への委任)

第5条 市は、施設等における防犯カメラの設置及び管理運用に関する事務の全部又は一部を指定管理者又は管理業務の受託者等（以下「指定管理者等」という。）に行わせることができる。

- 2 前項の規定により防犯カメラの設置及び管理運用に関する事務の全部又は一部を指定

管理者等に行わせるときは、この要綱に定める事項を遵守させなければならない。

- 3 第1項の規定により防犯カメラの設置及び管理運用に関する事務の全部又は一部を、指定管理者等に行わせる場合、市は、必要があると認めるときは、いつでも当該指定管理施設等を実地に調査し、又は当該防犯カメラの管理運用の状況に関し、指定管理者等に報告を求め、若しくはこれに必要な指示を行うことができる。

(データの取出し)

第6条 データの取出しは、次条第1項の規定によりデータを利用し、又は外部に提供する場合に限り、行うことができる。

- 2 前項の取出しを必要とする場合は、管理責任者は取扱職員にデータの取出しを行わせるものとする。この場合において、取扱職員は、管理責任者が指定した機器において、データの取出しを行うものとする。

(データの利用及び外部への提供)

第7条 管理責任者は、データを防犯カメラの設置目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、次の各号に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 交通事故又はトラブルの状況及び原因を明らかにするために、その当事者若しくは当事者から委任を受けた保険会社等の代理人又は捜査機関から提供を求められた場合
- (2) 法令等に基づき閲覧する場合
- (3) 捜査機関から犯罪捜査の目的による要請を受けた場合
- (4) 犯罪が発生し、又は発生するおそれがあると認められる場合
- (5) 人の生命、身体又は財産の保護のため緊急かつやむを得ないと認められる場合
- (6) 災害の被害調査に用いる場合
- (7) 前6号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認める場合

- 2 外部から前項ただし書の規定によるデータの提供依頼があったときは、防犯カメラ記録データ利用申請書(様式第1号)の提出を求めるものとする。ただし、緊急の場合は口頭で要請できるものとし、後日、申請書の提出を求めるものとする。

- 3 第1項ただし書の規定によるデータの外部への提供は、管理責任者が行うものとする。

- 4 外部に提供するデータは、必要最小限度の範囲のものとし、提供する相手方に対し、データの目的以外の利用及び第三者への無断提供を行わないことを遵守させるものとする。

(データの保存期間)

第8条 録画したデータの保管期間は、録画した日の翌日から60日以内とする。

(個人情報の保護)

第9条 管理責任者及び取扱職員は、データが個人のプライバシーに関する情報であることに常に配慮し、綾部市個人情報保護条例(平成15年7月18日条例第31号)の趣旨に従って、適正に取り扱わなければならない。

(守秘義務)

第10条 管理責任者及び取扱職員は、防犯カメラ及びデータの取り扱いにより知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 前項の規定は、第7条第1項ただし書の規定によりデータを閲覧又は複製の提供を受けたものについても同様とする。

(苦情の処理)

第11条 管理責任者は、防犯カメラの管理又は運用に関する苦情を受けたときは、迅速かつ誠実に対応しなければならない。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成30年9月18日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

防犯カメラ記録データ利用申請書

年 月 日

綾 部 市 長 様

申 請 者 住 所
氏 名

印

電 話 番 号

防犯カメラに記録されたデータの利用について、綾部市防犯カメラの設置及び管理運用に関する要綱第7条の規定により申請します。

データの提供を受けた場合は、データの目的以外の利用及び第三者への無断提供を行わないことを誓います。

利 用 目 的	
設 置 場 所	
提供を求める 撮 影 期 間	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで
特 記 事 項	

※事務処理欄

利 用 の 可 否	可			
	否			
許 可 ・ 不 許 可 日				
備 考				

綾部市告示第154号

下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき、供用を開始する区域等を次のように告示する。

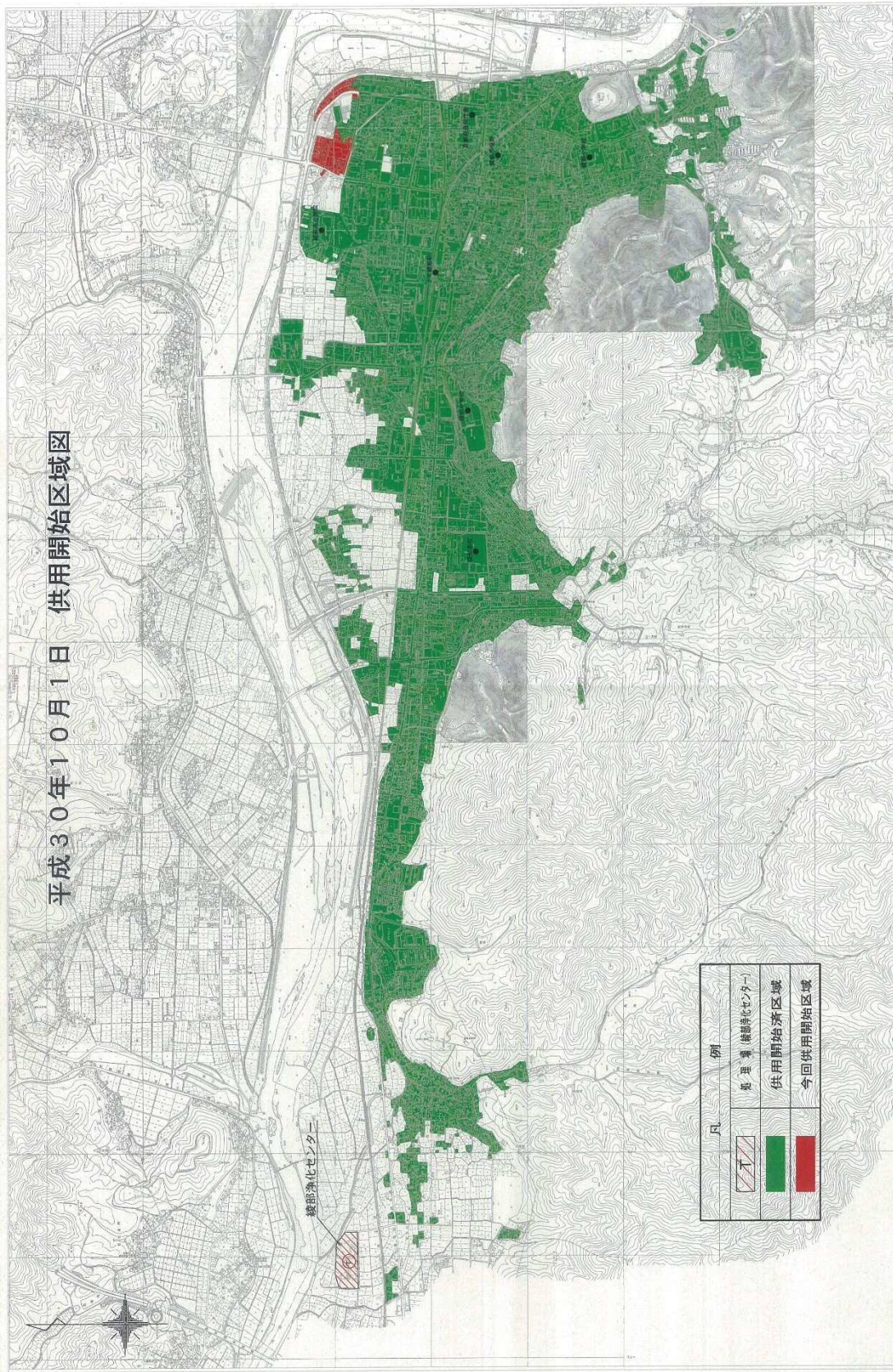
なお、図面は、綾部市上下水道部下水道課において一般の供覧に供する。

平成30年10月 1日

綾部市長 山 崎 善 也

- | | | |
|---|----------------------------|-------------|
| 1 | 供用を開始すべき年月日 | 平成30年10月 1日 |
| 2 | 下水を排除すべき区域 | 青野町の一部 |
| 3 | 供用を開始しようとする排水施設の位置 | 青野町の一部 |
| 4 | 供用を開始しようとする排水施設の合流式又は分流式の別 | 分流式 |
| 5 | 下水の処理を開始すべき年月日 | 平成30年10月 1日 |
| 6 | 下水を処理すべき区域 | 青野町の一部 |
| 7 | 下水の処理を開始しようとする終末処理場の位置及び名称 | |
| | (1) 位置 | 高津町横枕8番地 |
| | (2) 名称 | 綾部浄化センター |

平成30年10月1日 供用開始区域図



綾部市公告第109号

現年発生農地等災害復旧事業、伊豆頭首工復旧工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

平成30年9月10日

綾部市長 山崎 善也

1 工事概要

- | | |
|-----------|---|
| (1) 工事番号 | 第430 72号 |
| (2) 工 事 名 | 伊豆頭首工復旧工事 |
| (3) 工事場所 | 綾部市睦合町（別添位置図参照） |
| (4) 工事概要 | 施工延長 L = 16.5 m
堰柱復旧 N = 4 基
通水部復旧 N = 6 箇所 |
| (5) 予定工期 | 平成30年10月10日から
平成31年 3月31日まで（173日間） |

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 平成30年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で土木工事のA1等級又はA等級で登録されており、平成30年4月1日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 土木工事に係る綾部市発注工事で、平成29年1月1日から平成29年12月31日の間において、完了工事の成績評点が60点に満たない評価を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一

一般競争入札参加資格確認申請書」(別記様式—2) 2部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」(別記様式—3)を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は(1)の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 平成30年9月10日(月) 午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/PPI_P)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当(本庁東3階)とし、代金は310円です。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 平成30年9月13日(木) 午前9時から午後6時まで

平成30年9月14日(金) 午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で9月13日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、平成30年9月中旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 平成30年9月21日(金) から

平成30年9月25日(火) 正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによることとしますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時(最終日は正午)までとします。

③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。

- ④回答 平成30年9月27日(木)午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はいりません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

- ①日時 平成30年10月2日(火) 午前9時から午後6時まで
平成30年10月3日(水) 午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出は10月2日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、10月3日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

- ②方法 電子入札システムからの提出とします。

(<https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/Accepter/>)

工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

平成30年10月4日(木) 午前9時30分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則(昭和57年綾部市規則第2号)第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不適当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1
綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工 事 名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....
.....
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

平成 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓔ

綾 部 市 長 様

様式－2

一般競争入札参加資格確認申請書

平成 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名

㊞

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、
参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式－3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号 :

工 事 名 :

商号及び名称 :

	現 場 代 理 人		主 任 技 術 者
1	(氏 名)		(氏 名)
	手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)		手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)
2	(氏 名)		(氏 名)
	手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)		手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)
3	(氏 名)		(氏 名)
	手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)		手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)
4	(氏 名)		(氏 名)
	手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)		手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)
5	(氏 名)		(氏 名)
	手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)		手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)

【記載上の注意事項】**1) 配置予定者 共通**

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

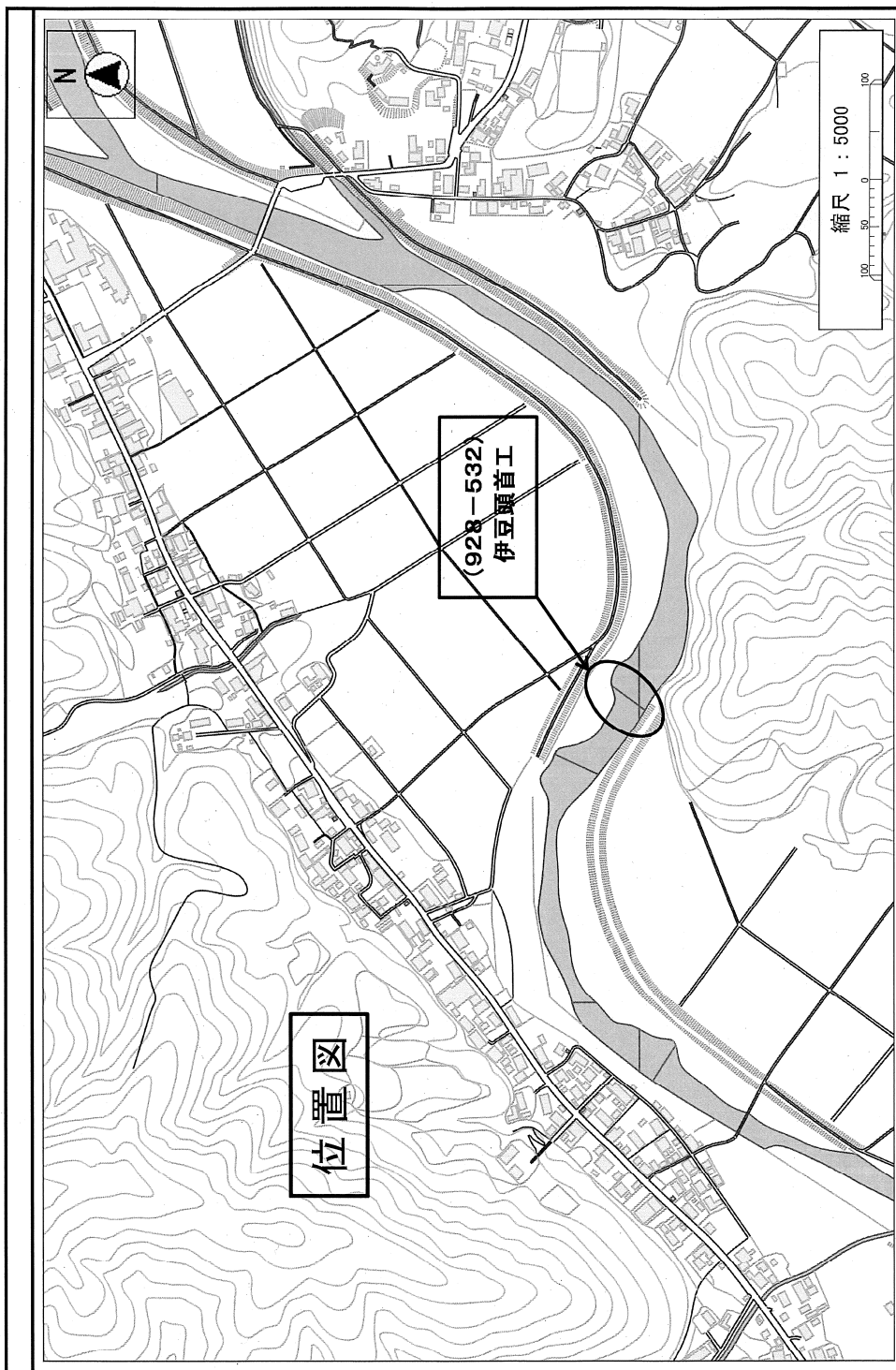
2) 主任技術者

- 1 土木工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が3,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が3,500万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が3,500万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
 - (1) 3)の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
 - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が3,500万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



綾部市公告第110号

山家西簡易水道統合整備事業、山家西簡易水道配水管布設工事27工区に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

平成30年9月10日

綾部市長 山崎 善也

1 工事概要

- | | |
|-----------|--|
| (1) 工事番号 | 第430 75号 |
| (2) 工 事 名 | 山家西簡易水道配水管布設工事27工区 |
| (3) 工事場所 | 綾部市下替地町 (別添位置図参照) |
| (4) 工事概要 | 配水管布設工
DCIP (K) ϕ 100 L=179m
DCIP (K) ϕ 75 L=226m
給水戸数 N=5戸 |
| (5) 予定工期 | 平成30年10月10日から
平成31年 2月 6日まで (120日間) |

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 平成30年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で水道施設工事のA等級又はB等級で登録されており、平成30年4月1日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 綾部市水道配管講習会終了者を、常時2名以上雇用しているものであること。
- (4) 水道施設工事に係る綾部市発注工事で、平成29年1月1日から平成29年12月31日の間において、完了工事の成績評点が60点に満たない評定を受けていないこと。
- (5) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に3箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式—2）2部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」（別記様式—3）を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は（1）の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 平成30年9月10日（月）午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/PPI_P)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当（本庁東3階）とし、代金は1,190円です。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 平成30年9月13日（木）午前9時から午後6時まで

平成30年9月14日（金）午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で9月13日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、平成30年9月中旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 平成30年9月21日（金）から

平成30年9月25日（火）正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによること

としますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時（最終日は正午）までとします。

- ③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。
- ④回答 平成30年9月27日（木）午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はありません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

- ①日時 平成30年10月2日（火）午前9時から午後6時まで
平成30年10月3日（水）午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出は10月2日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、10月3日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。

- ②方法 電子入札システムからの提出とします。

(<https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/Accepter/>)

工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。

ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

平成30年10月4日（木）午前9時45分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則（昭和57年綾部市規則第2号）第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認められる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不相当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1
綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工 事 名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....
.....
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

平成 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓔ

綾 部 市 長 様

様式－2

一般競争入札参加資格確認申請書

平成 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名

㊞

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、
参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式－3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号 :

工 事 名 :

商号及び名称 :

	現 場 代 理 人		主 任 技 術 者
1	(氏 名)		(氏 名)
	手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)		手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)
2	(氏 名)		(氏 名)
	手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)		手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)
3	(氏 名)		(氏 名)
	手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)		手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)
4	(氏 名)		(氏 名)
	手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)		手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)
5	(氏 名)		(氏 名)
	手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)		手 (工事名) 持 (請負金額) 工 (役職名) 事 (完了予定)

【記載上の注意事項】**1) 配置予定者 共通**

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

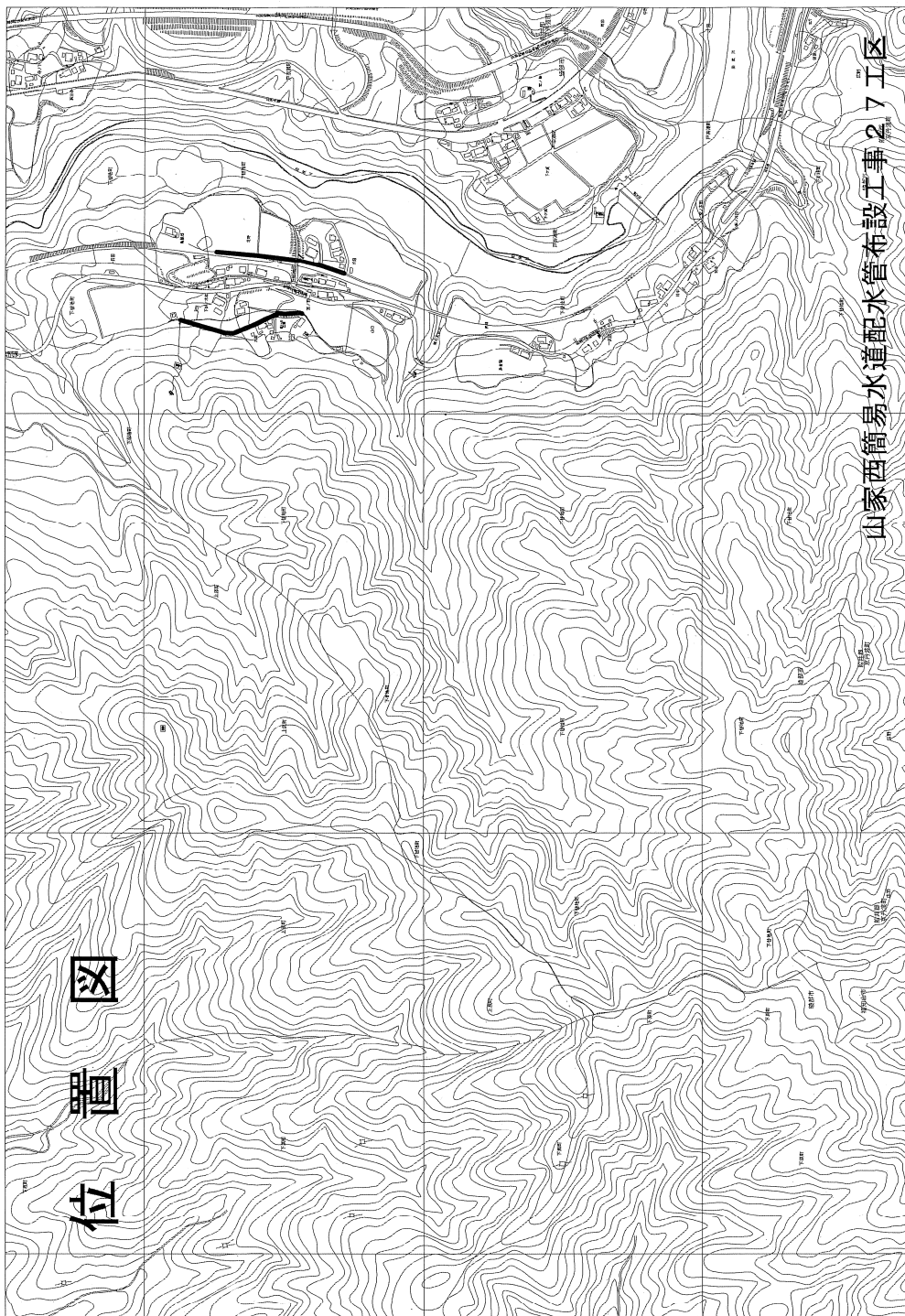
2) 主任技術者

- 1 水道施設工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が3,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が3,500万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が3,500万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
 - (1) 3)の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
 - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が3,500万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



綾部市公告第 1 1 1 号

次の書類は、地方税法第 2 0 条の 2 の規定に基づき公告する。

なお、送達すべき書類は、綾部市総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

平成 3 0 年 9 月 1 0 日

綾部市長 山 崎 善 也

以下揭示済

綾部市公告第 1 1 2 号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、綾部市市民環境部市民・国保課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法第 2 0 条の 2 の規定により公告する。

平成 3 0 年 9 月 1 4 日

綾部市長 山 崎 善 也

(以下掲示済)

綾部市公告第 1 1 3 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 5 5 年法律第 6 5 号）第 1 8 条の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第 1 9 条の規定により次のとおり公告し、縦覧に供する。

平成 3 0 年 9 月 1 8 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 縦覧場所

綾部市農業委員会事務局

2 縦覧期間

平成 3 0 年 9 月 1 8 日から平成 3 0 年 1 0 月 1 日まで

綾部市公告第 1 1 4 号

現年発生公共土木施設災害復旧事業、29 災第 2953 号 市道野田須知山線清掃工場線道路災害復旧工事に係る入札参加資格について、次のとおりお知らせしますので、入札参加希望者は申請してください。なお、この工事の入札は電子入札による条件付一般競争入札とします。

平成 3 0 年 9 月 2 5 日

綾部市長 山 崎 善 也

1 工事概要

- | | |
|-----------|---|
| (1) 工事番号 | 第 4 3 0 7 7 号 |
| (2) 工 事 名 | 29 災第 2953 号
市道野田須知山線清掃工場線道路災害復旧工事 |
| (3) 工事場所 | 綾部市野田町（別添位置図参照） |
| (4) 工事概要 | L = 4 7 . 8 m W = 4 . 1 ~ 5 . 1 m
コンクリートブロック積工 A = 1 3 4 m ²
小口止工 N = 5 基
取付工（石積） A = 1 1 m ²
ガードレール基礎工 L = 7 . 0 m
ガードレール撤去設置工 L = 9 . 0 m
アスファルト舗装工（表層・路盤） A = 3 0 m ² |
| (5) 予定工期 | 平成 3 0 年 1 0 月 2 3 日から
平成 3 1 年 3 月 3 1 日まで（1 6 0 日間） |

2 入札参加資格

この工事の入札参加資格は、次の要件を全て満たす業者で入札参加資格確認申請に基づき、本市が資格認定したものとします。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 平成 3 0 年度綾部市建設工事指名競争入札参加資格者名簿で土木工事の A 1 等級又は A 等級で登録されており、平成 3 0 年 4 月 1 日以降継続して綾部市内に本店を有する単体業者で、申請日時点において綾部市の指名停止及び市が締結する契約等からの除外措置を受けていないこと。
- (3) 土木工事に係る綾部市発注工事で、平成 2 9 年 1 月 1 日から平成 2 9 年 1 2 月 3 1 日の間において、完了工事の成績評点が 6 0 点に満たない評定を受けていないこと。
- (4) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある現場代理人、主任技術者が配置できること。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、この一般競争入札参加資格確認申請書の提出日以前に 3 箇月以上の雇用関係があることをいう。

3 提出書類

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書

電子入札システムから一般競争入札参加資格確認申請書を提出すること。ただし、紙入札希望業者は「紙入札方式参加承諾願」（別記様式—1）とともに「一般競争入札参加資格確認申請書」（別記様式—2）2部を監理課へ持参により提出すること。

(2) 配置予定者名簿

電子入札システムで、一般競争入札参加資格確認申請書の添付資料に「配置予定者名簿」（別記様式—3）を添付して提出すること。添付するファイルの形式及び容量については「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第7条によること。ただし、紙入札希望業者は（1）の承諾願及び申請書とともに「配置予定者名簿」を監理課へ持参により提出すること。

4 設計図書の閲覧及び入札参加資格確認申請書の受付

(1) 設計図書の閲覧

①期間 平成30年9月25日（火）午前9時から

②方法 京都府入札情報公開システムからのダウンロードを基本とします。

(https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/PPI_P)

ただし、これによりがたい場合は有償での配布としますので、希望者は事前に監理課まで連絡をお願いします。配布場所は綾部市建設部監理課契約・指導検査担当（本庁東3階）とし、代金は950円です。

(2) 入札参加資格確認申請書の受付

①期間 平成30年 9月28日（金）午前9時から午後6時まで

平成30年10月 1日（月）午前9時から正午まで

ただし、紙入札希望業者の提出で9月28日については午前9時から正午までと午後1時から午後5時までとします。

②方法 電子入札システムからの提出とします。ただし、紙入札希望業者は、監理課への持参による提出とします。

5 入札参加資格確認通知について

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書については、平成30年10月上旬に電子入札システムで通知します。ただし、紙入札希望業者には郵送で通知します。

(2) 資格なしの通知を受けた者は、通知した日から起算して5日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができます。

6 設計図書等に係る質疑の受付及び回答

①期間 平成30年10月5日（金）から

平成30年10月9日（火）正午まで

②方法 綾部市指定の「質疑書」により提出するものとします。「質疑書」の提出は、監理課への持参、ファックス、メールのいずれかによること

としますが、持参の場合は開庁日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時（最終日は正午）までとします。

- ③対象 入札参加資格者の「質疑書」のみ受け付けます。
- ④回答 平成30年10月11日（木）午後5時までに京都府入札情報公開システムに掲載します。ただし、紙入札希望業者には同日午後5時までにファックスにて回答します。なお、質疑の無い場合は回答の掲載等はありません。

7 入札期間及び開札の日時

(1) 入札期間

- ①日時 平成30年10月15日（月）午前9時から午後6時まで
平成30年10月16日（火）午前9時から午後2時まで
ただし、紙入札者の提出は10月15日の午前9時から正午までと午後1時から午後5時までと、10月16日の午前9時から正午までと午後1時から午後2時までとします。
- ②方法 電子入札システムからの提出とします。
(<https://gprime-ebid.jp/26000/CALS/Accepter/>)
工事内訳書を必ず添付してください。添付するファイルの形式及び容量については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第11条によること。
ただし、紙入札者は、監理課への持参による提出とします。作成方法については、「綾部市公共工事等電子入札運用基準」第19条第4項によること。

(2) 開札の日時

平成30年10月17日（水）午前9時00分

8 入札保証金

入札保証金については、綾部市会計規則（昭和57年綾部市規則第2号）第77条第1項第2号及び第3号により免除します。

9 落札者の決定方法

綾部市会計規則第78条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

ただし、この工事は最低制限価格を設けているため、最低制限価格未満で入札した者は失格とします。

10 入札の無効

入札の無効については、「綾部市工事等競争入札心得」第12条によることとします。

また、他の工事の受注等により、「配置予定者名簿」の配置ができないと認めら

れる場合は、本件の入札を無効とします。

11 郵送による入札の可否

郵送による入札は認めません。

12 その他

- (1) 工事概要、工事内容に関する問い合わせは、入札参加資格確認通知までは受け付けません。
- (2) 入札参加者は、本公告文、設計図書、仕様書及び契約書を熟読し、綾部市公共工事等電子入札運用基準、綾部市工事等競争入札心得を遵守してください。
- (3) 入札参加資格確認後、入札日までに本入札を辞退するときは、綾部市指定の「入札辞退届」を提出してください。
- (4) 入札参加資格者であっても、入札日までに入札参加資格を満たさなくなったり、関係法令に違反するなど、明らかに契約の相手方として不相当であると認められた場合は、入札参加資格を取り消し文書で通知します。
- (5) 本案件は募集型競争入札のため、入札締切予定日時を過ぎて入札書が未到達であり、かつ、入札辞退の手続を行っていない場合においては、「不着」として取扱うこととし、次回以降直近の同種案件において入札参加を認めません。

13 問い合わせ先

綾部市建設部監理課契約・指導検査担当

郵便番号 623-8501

所在地 京都府綾部市若竹町8-1
綾部市役所本庁東3階

電話番号 0773-42-4276 (直通)

FAX番号 0773-42-4406 (代表)

E-mail kanri@city.ayabe.lg.jp

様式－1

紙入札方式参加承諾願

1 工事番号

2 工事名

3 場 所

4 電子入札システムでの参加ができない理由

.....
.....
.....

上記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては上記理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

平成 年 月 日

住 所

氏 名

Ⓔ

綾 部 市 長 様

様式－2

一般競争入札参加資格確認申請書

平成 年 月 日

綾部市長 山 崎 善 也 様

住 所

氏 名

印

電 話 番 号

F A X 番 号

下記工事の建設工事請負契約に係る条件付一般競争入札に参加したいので、
参加資格確認申請書を提出します。

記

工 事 番 号

工 事 名

工 事 場 所

様式－3

配 置 予 定 者 名 簿

工 事 番 号：

工 事 名：

商号及び名称：

	現 場 代 理 人		主 任 技 術 者
1	(氏 名)		(氏 名)
	手 持 工 事		(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
2	(氏 名)		(氏 名)
	手 持 工 事		(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
3	(氏 名)		(氏 名)
	手 持 工 事		(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
4	(氏 名)		(氏 名)
	手 持 工 事		(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)
5	(氏 名)		(氏 名)
	手 持 工 事		(工 事 名) (請負金額) (役 職 名) (完了予定)

【記載上の注意事項】**1) 配置予定者 共通**

- 1 申請段階で配置可能な方を上段に記載してください。組み合わせの制限はありませんので、それぞれに配置可能な方の氏名のみ記載してください。
- 2 下段には、手持工事の有無について記載し、手持ち工事がある場合は、全ての工事について工事名、請負金額、役職名、完了予定日を記載してください。(ただし、当該工事と工期が重複する工事の現場代理人や専任を要する技術者の場合は、配置予定者が変更可能な場合及び下記に示す現場代理人、主任技術者それぞれの兼務条件を満たす方のみとします。)
- 3 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある方で、「建設工事入札参加資格審査申請書」に添付された現場代理人名簿又は技術者名簿から選定してください。(ただし、新たに採用された技術者を配置する場合は、この申請までに入札参加資格記載事項変更届を監理課へ提出してください。)

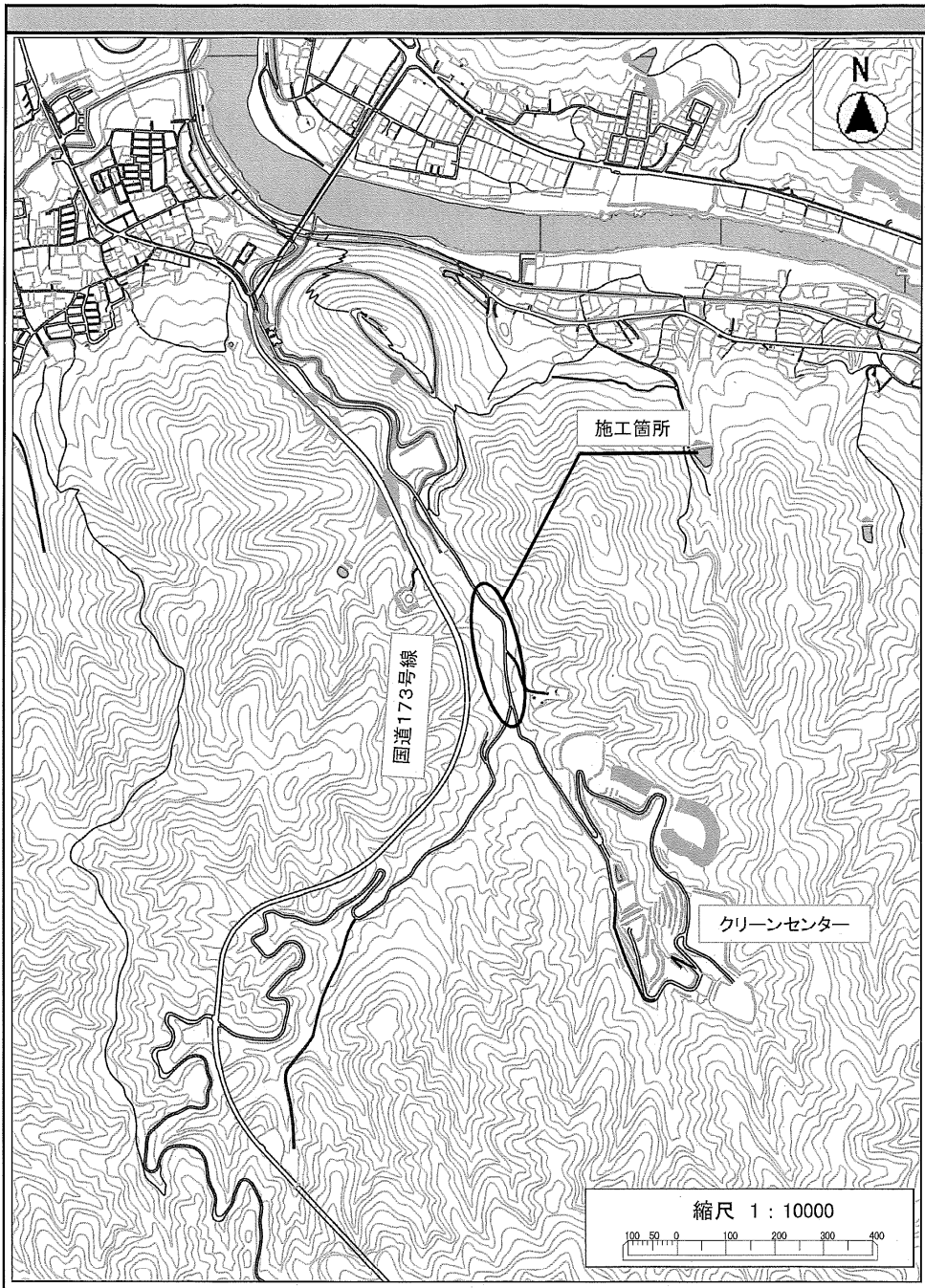
2) 主任技術者

- 1 土木工事にかかる技術資格を有した方を記載してください。
- 2 請負金額が3,500万円未満の場合は、他の工事の非専任の主任技術者を兼務して配置することができますが、請負金額が3,500万円以上となる場合は専任の主任技術者となるため、特別な場合を除き、営業所専任の技術者や他の工事の主任技術者を兼務して配置することはできません。(ただし、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合(以下「近接関連工事」)は、同一の専任の主任技術者が兼務することができます。)
- 3 非専任の主任技術者が現場代理人を兼務する場合は、兼務する工事の当初請負額の合計が3,500万円未満とします。(ただし、増額等により専任義務工事となった場合は上記2と同様の取り扱いとします。)
- 4 請負金額にかかわらず入札公告等で専任を条件としている場合は兼務できません。

3) 現場代理人

- 1 本工事期間中、工事現場に常駐できる方を記載してください。(ただし、工事請負契約書第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない場合」と発注者が認める期間は除きます。)
- 2 他の工事との兼務は出来ません。(ただし、以下に示す場合は複数の工事を兼務することができます。)
 - (1) 3)の1に規定する期間。
 - (2) 一件の入札で複数の契約をする場合。
 - (3) 現場代理人が兼務する場合の共通条件として、以下の全てを満たす工事とします。(ただし、公告等で専任を条件としている場合は除く。)

- ・兼務する工事が2件までであること。(ただし、災害復旧工事を含む場合は、既発注分も含め3件までとする。)
 - ・兼務する工事が、綾部市又は国、地方公共団体等の発注する工事であること。
(ただし、綾部市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼務を了承していること。)
 - ・兼務する綾部市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。
 - ・兼務するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。
 - ・連絡員及び連絡体制は、工事打合簿で明確にすること。また、連絡員は、元請業者の社員の他一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマンや一次以外の下請業者の社員等は連絡員にはなれません。
- (4) 兼務する工事が技術者非専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、次の全てを満たす工事とします。
- ・兼務する工事が、綾部市内であること。
 - ・兼務する工事の当初請負金額の合計が3,500万円未満であること。
- (5) 兼務するいずれかの工事が主任技術者専任の場合は、上記(3)に示す共通条件の他、近接関連工事であること。



綾部市公告第 1 1 5 号

市有財産を売り払うための一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 6 の規定により公告します。

平成 3 0 年 1 0 月 1 日

綾部市長 山 崎 善 也

1. 売却物件

以下の物件(建物付き土地)を入札に付し、売り払います。

物件 番号	物件の所在地	土 地			建 物		
		地 番	地 目	登記面積	構 造	用 途	延床面積
1	東京都大田区 南雪谷五丁目 (市街化区域) (第 1 種低層住居専 用地域)	799 番 20	宅 地	82.41 m ²	木造亜鉛 メッキ鋼 板葺 2 階 建	居 宅	1 階 65.12 m ²
		799 番 21	宅 地	83.43 m ²			2 階 56.30 m ²

2. 入札参加者の資格等

別紙の市有物件売却実施要領（公告第 1 1 5 号）に定めるとおり。

市 有 物 件 売 却
実 施 要 領
(一 般 競 争 入 札)

(公告第115号)

綾 部 市

目 次

- 1 一般競争入札実施要領
- 2 契約書（案）
- 3 物件調書

一般競争入札実施要領

「一般競争入札」は、広く入札参加者を募り、綾部市が定める予定価格以上で最高の価格をもって入札した者を売買契約の相手方とするものです。

入札参加を希望される方は、次の各事項をご確認の上、お申込みください。

1 入札物件

物件 番号	物件の所在地	土 地			建 物		
		地 番	地 目	登記面積	構 造	用 途	延床面積
1	東京都大田区 南雪谷五丁目 (市街化区域) (第1種低層住居専用 地域)	799 番 20	宅 地	82.41 m ²	木造亜鉛 メッキ鋼 板葺2階 建	居 宅	1階 65.12 m ² 2階 56.30 m ²
		799 番 21	宅 地	83.43 m ²			
予定価格		68,600,000 円					

2 入札参加者の資格等

(1) 以下のいずれかに該当する方は、一般競争入札に参加することができません。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に該当する者

- ・成年被後見人
- ・未成年、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- ・会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更正手続開始の申立てがされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがされている者
- ・綾部市暴力団排除条例（平成24年綾部市条例第37号）第2条第3号に規定する暴力団員等又は同条第4号に規定する暴力団密接関係者
- ・無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条及び第8条の規定による処分を受けている団体及び当該団体の役員若しくは構成員
- ・破産者で復権を得ない者

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項に該当する者

次のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があつた後三年を経過しない者

- (ア) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- (イ) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- (ウ) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (エ) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の

- 実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
（オ） 正当な理由がなくて契約を履行しなかつた者
（カ） この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
ウ 綾部市が定めるこの一般競争入札実施要領を承諾せず、順守できない者
エ 納付すべき市町村税等の滞納がある者

3 入札参加の申込み

- （１） 申込期間 平成30年10月29日（月）から平成30年11月9日（金）まで
午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで（土・日・祝日等の閉庁日を除く。）
郵送の場合は平成30年10月29日（月）から平成30年11月9日（金）必着
- （２） 申込場所 〒623-8501
綾部市若竹町8番地の1
綾部市役所（東庁舎3階）
建設部監理課管財担当
電話番号 0773-42-4278（直通）
0773-42-3280（代表）内線351

4 申込方法等

（１） 申込方法

市有地売却一般競争入札参加申込書（様式1）に必要事項を記載し、記名・押印（印鑑登録されたものに限る）の上、必要書類を添えて申込期間内に、正本及び副本（コピー可）各1部を提出してください。郵送（簡易書留郵便）又は持参により入札を受け付けます。

（２） 必要書類

- ア 入札参加者の住所地又は法人の所在地における市町村税納税証明書
イ 印鑑登録証明書（法人の場合は印鑑証明書）
ウ 住民票（法人の場合は商業法人登記事項全部証明書）
エ 誓約書（様式2）
※ 各種証明書は受付時において1か月以内に発行されたもの。
※ 提出いただいた書類は、お返しできません。

- （３） 申込受付時に、一般競争入札参加申込書の副本（コピー）をお渡ししますので、入札日当日に参加される場合は、ご持参ください。また、郵送の場合は副本（コピー）を返送させていただきますので、郵送書類に切手貼付の返信用封筒を同封してください。

（４） 申込みに当たっての留意事項

売買契約は、入札参加申込者（落札者本人）と行います。所有権移転登記は、契約の相手方の名

義で行い、中間省略登記には応じません。

共有名義での登記を希望される場合、共有者全員の氏名を入札参加申込書に記載し、全員分の必要書類を添えて、提出してください。

5 現地説明会

現地説明会は平成30年11月5日（月）（正午～午後4時）に物件所在地で開催します。

物件調書は参考資料としてご利用ください。（物件調書が現況と相違している場合は、現況が優先します。）

6 入札

(1) 日時 平成30年11月28日（水）
物件番号1 午後1時30分から

(2) 場所 綾部市若竹町8番地の1
綾部市役所まちづくりセンター2階第1会議室

- ※ 入札には、基本的に入札参加申込者本人が直接参加し、入札してください。ただし、申請者本人が入札に参加できない場合は、委任状の提出により受任者による入札参加を認めるものとします。
- ※ 入札開始時刻に遅れた場合は、入札に参加できません。
- ※ 入札参加者が一人の場合であっても、入札に参加できる機会（入札公告）を提供していることから、入札を行います。
- ※ 郵送の場合は簡易書留郵便によるものとし、平成30年11月27日（火）までの必着とします。

(3) 入札保証金

ア 入札参加申込者は、入札保証金として、入札金額の100分の5以上の額（円未満切り上げ）の郵便為替（発効日から起算して175日を経過しないものに限る）を納付いただきます。（入札の参加要件となりますので、納付いただきます。）入札当日持参いただくか、郵送の場合は入札時の必要書類に同封してください。

イ 入札保証金は、落札しなかった者へは返還を行います。落札者の入札保証金は、契約保証金の一部に充当することとします。

ウ 契約予定日までに落札者が売買契約を締結しないときは、落札はその効力を失い、落札者が納付した入札保証金は、違約金として、綾部市に帰属することになり返還いたしません。

(4) 入札時に持参または郵送いただくもの

ア 受付時にお渡しした入札参加申込書の副本

イ 入札書（様式3）、封筒、印鑑（印鑑登録されたものに限る）※、入札保証金（郵便為替）

ウ 代理人が入札するときは委任状（様式4）

- ※ 郵送の場合、印鑑は不要です。あらかじめ、所定の入札書に必要な事項を記載し、記名・押印（印鑑登録されたものに限る）及び封筒に封入割印の上、郵送してください。

(5) 入札の方法

- ア 入札参加者は、所定の入札書に必要な事項を記載し、記名・押印（印鑑登録されたものに限る）の上、入札箱に投入してください。なお、入札当日出席しなかった者又は入札時間に遅刻した者は、棄権したものとみなします。
- イ 入札は、代理人に行わせることができます。代理人は所定の入札書に必要な事項を記載し、記名・押印（委任状に押印されている代理人の印）及び封筒に封入割印の上、入札箱に投入してください。
- ウ 入札者は、その投入した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。
- エ 郵送の場合は、あらかじめ、所定の入札書に必要な事項を記載し、記名・押印（印鑑登録されたものに限る）及び封筒に封入割印の上、郵送してください。

(6) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (ア) 入札に参加する資格のない者
- (イ) 同一人にして同じ入札に2以上の入札（他人の代理としての入札を含む。）をした者
- (ウ) 入札に関し連合等の不正行為をした者
- (エ) 金額、氏名、印鑑及び重要な文字の誤脱若しくは不明な入札書又は金額を訂正した入札書で入札した者
- (オ) 入札関係職員の指示に従わない等入札場の秩序を乱した者
- (カ) その他入札条件に違反した者
- (キ) 代理人の入札において、委任状を提出しない者
- (ク) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反した者

(7) 落札者の決定

- ア 落札者は、本市が定めた予定価格（最低売却価格）以上で、最高価格をもって入札した者とします。
- イ 落札者となるべき同価の入札をした者があるときは、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定します。

(8) その他

不正な入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は災害その他入札の実施が困難な特別な事情が生じた場合は、入札を中止又は延期することがあります。

7 契約

(1) 契約の締結

落札者との売買契約は、落札者が決定通知を受けた日から5日以内（土日、祝日等の閉庁日は算入しません。）に行います。契約書は、市の書式（別途指定）によることとし、契約書に貼付する収入印紙は、落札者の負担とします。

(2) 契約保証金

ア 売買契約締結と同時に、契約金額の100分の10以上に相当する金額を契約保証金として納付してください。(入札保証金を契約保証金の一部に充当することとしているため、その差額を納付してください。)

イ 契約保証金は、売買代金に充当します。

ウ 落札者が契約を履行しない場合、契約保証金は綾部市に帰属することになり返還いたしません。

8 契約上の条件

入札物件について、契約書において次の条件が付されますので、ご注意ください。

(1) 用途制限

ア 落札者は、売買物件を、綾部市暴力団排除条例(平成24年綾部市条例第37号)第2条第3号に規定する暴力団員等又は同条第4号に規定する暴力団密接関係者の事務所又はその他これに類するものの用に供してはならない。

イ 落札者は、売買物件を、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)第5条に規定する観察処分の決定を受けた団体の事務所又はその他これに類するものの用に供してはならない。

ウ 落札者は、第三者に対して売買物件の売買、贈与、交換、出資等による所有権の移転をするときは、上記の用途の制限に定める義務を書面によって承継させなければならず、当該第三者に対して上記の用途の制限に定める義務に違反する使用をさせてはならない。

エ 落札者は、第三者に対して売買物件に地上権、質権、使用貸借による権利又は貸借権その他の使用及び収益を目的とする権利を設定するときは、当該第三者に対して上記の用途の制限に定める義務に違反する使用をさせてはならない。

(2) 実地調査

上記(1)の履行状況を確認するため、綾部市は必要があると認めるときは実地の調査をし、又は必要な報告を求めることができるものとし、落札者は、その調査を拒み、若しくは妨げ、又は報告を怠ってはならない。

(3) 違約金

上記(1)(2)の条件に違反した場合、落札者は売買代金の100分の30に相当する金額を違約金として綾部市に支払わなくてはならない。この違約金は、違約罰と解釈し、損害賠償額の予定と解釈しないものとする。

9 売買代金の支払方法

売買契約締結後、30日以内に売買代金と契約保証金との差額を市が発行する納入通知書により支払うものとします。

10 注意事項

(1) 落札後、契約を締結した時点で、落札者に公有財産売却の財産に係る危険負担が移転します。し

たがって、契約締結後に発生した財産の破損、焼失など綾部市の責に帰すことのできない損害の負担は、落札者が負うこととなり、売買代金の減額を請求することはできません。

- (2) 落札者は、契約締結後に財産に面積の不足その他隠れた瑕疵^{かし}を発見しても売買代金の減免若しくは損害賠償の請求または契約の解除をすることができません。
- (3) 落札者が売買代金の残金を納付した時点で、所有権は落札者に移転します。この際、売買物件は現状のまま引渡します。
- (4) 綾部市は、売買代金の残金を納付した落札者の請求により、権利移転の登記を関係機関に嘱託します。
- (5) 契約書に貼付する収入印紙、登記に要する登録免許税は落札者の負担となります。また、物件の取得に伴い、必要となる不動産取得税が課税されますのでご留意ください。
- (6) 原則として、物件にかかわる調査、土壌調査などは行っておりません。また、開発などに当たっては、都市計画法（昭和43年法律第100号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）及び条例などの法令により、規制がある場合がありますので、事前に関係機関にご確認ください。
- (7) 綾部市は、建物・工作物の補修、撤去、立木の伐採、草刈などの負担及び調整は行いません。また、越境物の処理については、綾部市は関与しませんので、当事者で話し合ってください。（契約後に判明した場合も同様です。）

11 問い合わせ先

〒623-8501

綾部市若竹町8番地の1

綾部市役所（東庁舎3階）

建設部監理課管財担当

電話番号 0773-42-4278（直通）

0773-42-3280（代表）内線351

(様式1)

市有地売却一般競争入札参加申込書

平成 年 月 日

綾部市長 様

私は、市有地の売払いに係る一般競争入札の参加資格条件及び内容等を承諾の上、入札参加申込みをします。

申 込 者 住 所

ふりがな

氏 名

Ⓔ

(法人の場合は、法人名・代表者名を記入してください。)

(印鑑登録印〔実印〕を使用してください。)

電話番号

1 入札参加物件

物件番号	所在地

2 購入後の利用計画

物件番号	利用計画

3 添付書類

- (1) 市町村税納税証明書
- (2) 印鑑登録証明書 (法人の場合は印鑑証明書)
- (3) 住民票 (法人の場合は商業法人登記事項全部証明書)
- (4) 誓約書 (様式2)

受付印

--

(様式 2)

誓 約 書

年 月 日

綾部市長 様

住所

氏名

Ⓜ

(法人の場合、法人名・代表者名を記入してください。)

(印鑑登録印〔実印〕を使用してください。)

私は綾部市が実施する公有財産売却に係る入札参加に当たっては、以下の事項に相違ない旨確約の上、市有地売却実施要領及び貴庁における入札、契約などに係る諸規程を厳守し、公正な入札をいたします。

もし、これらに違反するようなことが生じた場合には、直ちに貴庁の指示に従い、当該執行機関に損害が発生したときは補償その他一切の責任をとることはもちろん、貴庁に対し一切異議、苦情などは申しません。

- 1 私は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に規定する一般競争入札に参加させることができない者及び同条第 2 項各号に該当すると認められる者のいずれにも該当しません。
- 2 過去 3 年間、地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項第 1 号から第 6 号までの規定に該当したことはありません。
- 3 綾部市暴力団排除条例（平成 24 年綾部市条例第 37 号）第 2 条第 3 号及び第 4 号の規定に該当する者ではありません。
- 4 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）第 5 条第 1 項の規定による観察処分を受けた団体及び当該団体の役員若しくは構成員ではありません。
- 5 市有地を購入したときは、これを上記 3 から 4 のいずれかに該当する者に譲渡又は貸与することはありません。
- 6 私は、次に掲げる不当な行為は行いません。
 - (1) 正当な理由がなく、当該入札に参加しないこと。
 - (2) 入札において、その公正な執行を妨げ、又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正な利益を得るために連合すること。
 - (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げること。
 - (4) 契約の履行をしないこと。
 - (5) 契約に違反し、契約の相手方として不相当と綾部市に認められること。
 - (6) 入札に関し贈賄などの刑事事件を起こすこと。
 - (7) 社会的信用を失墜する行為をなし、契約の相手方として不相当と認められること。
 - (8) 天災その他不可抗力の事由がなく、履行遅延をすること。
- 7 私は、貴庁の公有財産売却に係る「市有地売却実施要領」、「入札公告」、「物件調書」、「売買契約書（案）」の各条項を熟覧し、これらについてすべて承知の上、参加しますので、後日これらの事柄について貴庁に対し一切異議、苦情などは申しません。

(様式3)

入 札 書

一般競争入札実施要領を承諾の上、入札いたします。

1 物件の表示

物件番号	所在地

2 入札金額

金 額		千	百	十	万	千	百	十	円

- ※ 金額の先頭に「¥」を付してください。
- ※ 金額はアラビア数字を使用してください。
- ※ 入札者は印鑑登録印（実印）を使用してください。ただし、受任者が入札される場合は、委任状と同一の印鑑（受任者印）を使用してください。

平成 年 月 日

綾 部 市 長 様

住 所

ふりがな

氏 名

Ⓜ

(法人の場合、法人名・代表者名を記入してください。)

(印鑑登録印〔実印〕を使用してください。)

(収入印紙)

売 買 契 約 書 (案)

土地の売買について、綾部市（以下「売主」という。）と、○○○○○（以下「買主」という。）とは、次の条項により売買契約を締結する。

(信義誠実の義務)

第1条 売主及び買主は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

(売買物件)

第2条 売主は、買主に対して次に掲げる内容により物件を売買する。

物件の所在地	土 地			建 物		
	地 番	地 目	登記面積	構 造	用 途	延床面積
東京都大田区 南雪谷五丁目	799番20	宅 地	82.41㎡	木造亜鉛 メッキ鋼 板葺2階 建	居 宅	1階 65.12㎡
	799番21	宅 地	83.43㎡			2階 56.30㎡

(売買代金)

第3条 売買代金は、金 落札価格 円とする。

(契約保証金)

第4条 買主は、この契約締結と同時に契約保証金として、金 (落札価格の10/100以上) 円を売主に納付しなければならない。

2 契約保証金は、次条第2項に定める遅延利息及び第15条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しないものとする。また、契約保証金には、利息は付さないものとする。

3 売主は、買主が次条に定める義務を履行したときは、第1項に定める契約保証金を売買代金に充当するものとする。

4 売主は、買主が次条に定める義務を履行しないときは、第1項に定める契約保証金を市に帰属させるものとする。

(売買代金の納付及び遅延利息)

第5条 買主は、売買代金のうち前条第1項に定める契約保証金を除いた、金 (落札価格から契約保証金を差し引いた額) 円を売主の発行する納入通知書により納付期限までに、売主の指定する金融機関に納入しなければならない。

2 買主が前項に規定する納付期限までに売買代金を支払わないときは、売主は、納付期限到来の日の翌日から納付する日までの日数に応じ、納付すべき売買代金の額につき政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項に規定する遅延利息の率で計算した金額を遅延利息として徴収することができるものとする。

(所有権の移転及び売買物件の引渡し)

第6条 売買物件の所有権は、買主が売買代金（前条第2項の規定による遅延利息を含む。）の支払を完了した

ときに移転するものとし、何らの手続きを要しないで引渡しを終わったものとする。

(所有権の移転登記)

第7条 所有権の移転登記は、前条の規定により売買物件の所有権が移転した後に、買主の請求により売主が囑託する。

2 前項の所有権の移転登記に要する費用は、買主の負担とする。

(危険負担)

第8条 この契約の締結の日から売買物件の引渡しの日までにおいて、売主の責めに帰すことのできない事由により、売買物件に滅失、き損等の損害を生じたときは、その損害は、買主が負担するものとする。

(かし担保)

第9条 買主は、この契約締結後、売買物件に数量の不足又は隠れたかしのあることを発見しても、売買代金の減免若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。

(用途制限)

第10条 買主は、売買物件を、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗特殊営業その他これらに類する業の用に供してはならない。

2 買主は、売買物件を、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の事務所又はその他これに類するものの用に供してはならない。

3 買主は、売買物件を、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条に規定する観察処分を受けた団体の事務所又はその他これに類するものの用に供してはならない。

4 買主は、第三者に対して売買物件の売買、贈与、交換、出資等による所有権の移転をするときは、前3項に規定する義務を書面によって承継させなければならない。当該第三者に対して上記の用途の制限に定める義務に違反する使用をさせてはならない。

5 買主は、第三者に対して売買物件に地上権、質権、使用貸借による権利又は貸借権その他の使用及び収益を目的とする権利を設定するときは、当該第三者に対して第1項から第3項までに規定する義務に違反する使用をさせてはならない。

(実地調査)

第11条 前条に定める用途制限の履行状況を確認するため、売主は必要があると認めるときは実地の調査をし、又は必要な報告を求めることができるものとし、買主は、その調査を拒み、若しくは妨げ、又は報告を怠ってはならない。

(違約金)

第12条 買主は、第10条及び第11条に定める義務に違反した場合、売買代金の100分の30に相当する額を違約金として売主に支払わなくてはならない。

2 前項の違約金は違約罰と解釈するものとする。

(契約の解除)

第13条 売主は、買主がその責に帰すべき理由によりこの契約に定める義務を履行しないときは、前条の規定にかかわらず、催告なしにこの契約を解除することができる。

2 前項により解除された場合、買主に損害が生じても売主はその責を負わないものとする。

(原状回復及び返還金等)

第14条 買主は、売主が前条の規定により解除権を行使したときは、売主の指定する期日までに売買物件を原状に回復して返還しなければならない。ただし、売主が売買物件を原状に回復させることが適当でないと認めたときは、現状のまま返還することができる。

2 買主は、前項の規定により売買物件を売主に返還するときは、売主の指定する期日までに当該物件の所有権移転登記の承諾書を提出しなければならない。

3 売主は、前条の規定により解除権を行使したときは、収納済みの売買代金を買主に返還する。ただし、当該返還金には、利息を付さない。

4 売主は、前条の規定により解除権を行使したときは、前項に規定するものを除き、買主が支出した一切の費用を負担しない。

(損害賠償)

第15条 売主は、買主がこの契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、第12条の規定とは別にその損害の賠償を請求することができる。

(返還金の相殺)

第16条 売主は、第14条第3項の規定により売買代金を返還する場合において、買主が第13条に定める違約金又は前条に定める損害賠償金を支払う義務があるときは、返還する売買代金の一部又は全部と相殺する。

(契約費用の負担)

第17条 この契約の締結に要する費用は、買主の負担とする。

(法令等規制の遵守)

第18条 買主は、売買物件の法令等の規制を熟知の上、この契約を締結したものであることを確認し、売買物件を利用するに当たっては、当該法令等を遵守するものとする。

(管轄裁判所)

第19条 この契約から生ずる一切の法律関係に基づく訴えについては、売主の事務所の所在地を管轄する地方裁判所を管轄裁判所とする。

(疑義の決定等)

第20条 この契約に定めのない事項又はこの契約に関し疑義を生じた事項については、売主買主協議の上、これを定めるものとする。

この契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、売主買主両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成 年 月 日

売主 住 所 京都府綾部市若竹町8番地の1

氏 名 綾部市長 山 崎 善 也 印

買主 住 所

氏 名 印

様式FB-9

物 件 調 書

物件番号	1
------	---

所在地	東京都大田区南雪谷五丁目799番20、799番21		
地 積	165.84㎡	地 目	宅 地
売却価格	不動産鑑定評価額 68,600,000円		
法令等による制限	都市計画区域	市街化区域	
	用途地域	第1種低層住居専用地域	
	建ぺい率	50%	容積率 100%
	その他の規制	第1種高度地区	準防火地域
接面道路の状況	北西側 私道 幅員4m 有		
供給処理施設状況	電気		
	上水道		引込済み
	下水道		引込済み
	ガス		引込済み
交通機関	東急池上線「御獄山」駅から約910m		
その他	<p>1 土地北西側23.26㎡は道路敷地となっており、有効地積は142.58㎡である。</p> <p>2 建物概要</p> <p>構造 木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建</p> <p>用途 居宅</p> <p>床面積 1階 65.12㎡ 2階 56.30㎡ 合計 121.42㎡</p> <p>築年数 不詳(昭和30年頃)</p> <p>その他 昭和41年12月増築 昭和52年6月増築</p> <p>※この物件調書は、物件購入希望者が現地を確認される上での参考資料です。 ※申し込まれる前に必ず現地をご確認ください。 ※土地利用制限等については、あらかじめ各自で関係機関にご確認ください。</p>		



綾部市公告第116号

予防接種法（昭和23年法律第68号）第3条の規定に基づきインフルエンザ予防接種を実施するので、予防接種法施行令（政令197号）第5条の規定に基づき公告する。

平成30年10月 1日

綾部市長 山崎 善也

- 1 実施期間 平成30年10月22日～平成31年1月31日
- 2 自己負担 1,500円
ただし、市民税非課税世帯、生活保護法による被保護世帯については免除制度がありますが、事前に市保健推進課や福祉課で手続きが必要です。
- 3 対 象 満65歳以上の方（接種日に満65歳に達する方を含む。）

4 実施医療機関

名称	所在地
綾 部 市 立 病 院	青野町大塚20-1
綾 部 ル ネ ス 病 院	大島町二反田7-16
京 都 協 立 病 院	高津町三反田1
あ や べ 協 立 診 療 所	駅前通1
大 久 保 医 院	本町8丁目115
米 谷 外 科 整 形 外 科 医 院	田町13
米 谷 医 院 口 上 林 診 療 所	十倉名畑町欠戸18-6
白 波 瀬 医 院	岡町鳥居27-3
志 賀 整 形 外 科 ク リ ニ ッ ク	宮代町15
中 島 整 形 外 科 医 院	幸通9
西 村 医 院	栗町小東4-3
野 間 医 院 八 田 診 療 所	上杉町渋市2
畑 内 科 医 院	青野町高田91
安 村 外 科 内 科 診 療 所	井倉町大將軍37
柳 川 整 形 外 科 医 院	大島町二反田7-20
山 下 整 形 外 科 医 院	青野町西青野28-3
由 良 産 婦 人 科 小 児 科 医 院	本町1丁目20
横 山 医 院	若松町庵ノ上58-10
綾 部 市 志 賀 郷 診 療 所	志賀郷町北町19-2
綾 部 さ く ら ホ ー ム	高津町遠所1-611
松 寿 苑 診 療 所	田野町田野山2-163
綾 部 老 人 保 健 施 設 あ や べ	小畑町埋野98-1

綾部市教育委員会告示第10号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第14条の規定により、平成30年第9回（9月）綾部市教育委員会会議を次のとおり招集する。

平成30年9月21日

綾部市教育委員会

教育長 足立 雅和

- 1 日 時 平成30年9月25日（火）午後1時30分から
- 2 場 所 綾部市役所 教育委員会事務局（教育長室）
- 3 付議事項
議第23号 平成30年度綾部市一般会計補正予算について
- 4 報告事項
・いじめアンケートについて
- 5 事務連絡
・各課からの連絡事項

綾部市公平委員会告示第1号

平成30年9月26日開催の公平委員会の会議において、下記の委員を委員長に選任しました。

平成30年9月26日

綾部市公平委員会

委員長 森 津 一 男

記

住 所 綾部市八津合町日置村中8番地

氏 名 森 津 一 男